平成２７年（フ）第１６号
長野県北安曇郡松川村5728番地293　コーポ市山105
債務者　西沢　文彦
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７６号
長野県岡谷市長地源２丁目10番33号
債務者　新海すみ子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第８５号
長野県飯田市上郷黒田2741番地８
債務者　池場　茂晃
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４号
三重県津市一身田豊野1406番地314
債務者　浅尾　ミヱ
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目24番地
債務者　中元　順一
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市花田町加納原田19番地　レオパレスカミヨン201号室、従前の住所兵庫県姫路市西大寿台２番６号
債務者　内山　喜博
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４８１号
兵庫県加古川市尾上町旭１丁目48番地の16
債務者　松野　成美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９５号
兵庫県加古川市平荘町小畑1155番地の１
債務者　橋本　宜征
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９９号
兵庫県姫路市飾磨区蓼野町205番地１　コンフォール蓼野203号
債務者　鬼頭　浩久
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県姫路市北条梅原町41番地107号
債務者　荒木　友子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７号
奈良市北永井町354番地　ミソロスクエアー202号
債務者　桝井　美佳
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
奈良市北永井町354番地　ミソロスクエアー202号
債務者　桝井　　基
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２２号
鳥取県鳥取市西品治825番地14　サンライト城北Ａ－102号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂１丁目７番２号　かみねマンション201号
債務者　澁谷　一男
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住８－11号
債務者　山下　清香（旧姓浦木）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
鳥取県鳥取市大覚寺135番地４　ヤマモトハイツ102号、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―24号
債務者　木村　　豊
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
鳥取県米子市米原１丁目12番23号　203号
債務者　瀧川　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２１号
鳥取県西伯郡大山町末長29番地
債務者　渡部　優子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部